

別表六(九)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(九) 令三・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名		
試験研究費の額		1	円	
中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)		13	円	
控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		14		
(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		3		
控除対象試験研究費の額の計算	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合	0.35
比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)		5		
増減試験研究費の額 (1) - (5)		6		
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		
平均売上 (別表六(十)「10」)				
試験研究費 $\frac{(1)}{(8)}$				
割増前税額控除 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{ 又は } 9.4}{100}) \times (4)$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合、年度の場合は0.12)				
(9) > 10% の場合の控除 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		11		
税額控除割合の計算 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		12		
法人税額の特別控除額 (19) - (20)		21	円	

「21」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第42条の4第4項」※1 又は「第42条の4第4項」※2
- 「区分番号」欄：「00638」※1 又は「00658」※2
- 「適用額」欄：「21」欄の金額

※1 令和3年旧措置法第42条の4第4項（区分番号「00638」）  
令和3年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の4第4項（区分番号「00658」）  
令和3年4月1日以後に開始する事業年度